

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会広報資料の提供等に関する要領

〔平成28年7月21日〕
〔茨指運協第65号〕

(目的)

第1条 この要領は、消防指令業務に対する一層の理解と協力を得るため、広報資料の提供又は貸出(以下「提供等」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「広報資料」とは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会(以下「協議会」という。)が茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程(平成27年協議会規程第1号。以下「規程」という。)第2条に規定するいばらき消防指令センターの広報のために保有する写真、映像その他の資料で、規程第3条第1項に規定するセンター長(以下「センター長」という。)が提供等の対象として適していると認めたものをいう。

(提供等を受けることができる者)

第3条 広報資料の提供等を受けることができる者は、提供等を受ける広報資料の使用目的が第1条に掲げる目的に合致するとセンター長が認めるものとする。

(提供等の申請)

第4条 広報資料の提供等を受けようとする者は、いばらき消防指令センター広報資料提供等承認申請書(様式第1号)にセンター長が必要と認める書類を添えて、センター長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、この限りでない。

- (1) 茨城県
- (2) 協議会の構成団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が適当と認める者

(提供等の承認)

第5条 センター長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上適否を決定し、いばらき消防指令センター広報資料提供等承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

3 センター長は、広報資料が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営等に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者の使用に供されるおそれがあるときは、提供等の承認をすることができない。

(遵守事項)

第6条 前条第1項の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 第三者への提供又は転貸をしないこと。
- (3) 使用目的の範囲を超えた複写又は複製をしないこと。
- (4) 広報資料の趣旨等を損なうような改変等をしないこと。

(5) 発行物等に掲載する場合は、発行前にセンター長に掲載内容の確認を受けること。

(承認の取消し)

第7条 センター長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、会長は、その責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 遵守事項に違反したとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センター長が必要があると認めるとき。

2 センター長は、前項の規定により承認を取り消したときは、いばらき消防指令センター広報資料提供等承認取消通知書（様式第3号）により当該使用者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、広報資料の提供等について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

いばらき消防指令センター長 様

(申請者) 所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

いばらき消防指令センター広報資料提供等承認申請書

いばらき消防指令センターの広報資料の提供等を受けたいので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会広報資料の提供等に関する要領第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

提供等の方法	提 供 貸 出
提供等を受ける 広報資料の内容	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
連 絡 先	所 属 名 : 電 話 番 号 : 担 当 者 氏 名 :
備 考	

様

いばらき消防指令センター長

印

いばらき消防指令センター広報資料提供等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広報資料の提供等について、下記のとおり決定したので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会広報資料等の提供等に関する要領第5条第1項の規定により通知します。

記

決 定 内 容	承 認	不承認
使 用 目 的		
使 用 方 法		
不 承 認 の 理 由		
備 考		
注 意 事 項	1 承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと。 2 第三者への提供又は転貸をしないこと 3 使用目的の範囲を超えた複写又は複製をしないこと。 4 広報資料の趣旨等を損なうような改変等をしないこと。 5 発行物等に掲載する場合は、発行前に掲載内容の確認を受けること。	

年 月 日

様

いばらき消防指令センター長

印

いばらき消防指令センター広報資料提供等承認取消決定通知書

年 月 日付け第 号で決定のあった広報資料の提供等について、下記のとおり取り消したので、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会広報資料の提供等に関する要領第7条第2項の規定により通知します。

記

取消決定年月日	年 月 日
取 消 の 理 由	
備 考	
注 意 事 項	1 承認の取消し後は、当該承認に係る広報資料の使用はすることができません。 2 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会は、承認の取消しに伴い損害が発生した場合の責めは負いません。